

つくみの桜 統一ロゴマーク 使用規定

津久見市観光協会

第1条 目的

津久見市内の河津桜、ヤマザクラ、ソメイヨシノ、大漁桜、牡丹桜の開花を、一連のストーリーとして位置づけ、当市のブランドとして育成することを目的として、つくみの桜 統一ロゴマーク（以下、本ロゴマークという。）を運用します。本規約は、上記目的を達成するため、本ロゴマークの使用に際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 図柄

本ロゴマークの図柄、色指定及び文言は、別図の通りとする。

第3条 権利帰属

本ロゴマークに関する一切の権利は、全て津久見市観光協会（以下、当協会という。）に帰属します。

第4条 使用目的

使用者は、以下の場合に、本ロゴマークを使用することができます。

- (1) 津久見市内の桜の宣伝活動
- (2) 津久見市内の桜を主としたイベントの宣伝活動
- (3) 津久見の桜を主としたボランティア活動
- (4) つくみの桜を主とした地域振興活動

第5条 禁止事項

以下に該当する場合、本ロゴマークの使用を認めない。

- (1) 目的に反し、または反する恐れがあると当協会が認めた場合
- (2) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) 反社会的勢力であることが判明した場合もしくはその疑いがある場合
- (6) その他、会長が本ロゴの使用について、著しく不適當と認めた場合

第6条 使用料

本ロゴマークの使用は原則として無償とする。

第7条 使用承認の申請

本ロゴマークを使用するものは、あらかじめ「つくみの桜 統一ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき
 - (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用するとき
 - (4) 津久見市観光協会会員が営利目的以外で使用するとき
 - (5) 桜観光実行委員会構成員が営利目的以外で使用するとき
 - (6) 当協会が依頼するとき
 - (7) その他会長が適当と認めるとき
- 2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し「つくみの桜 統一ロゴマーク使用承認書（様式第2号）」を交付するものとする。

第8条 使用期間

本ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。使用期間満了後、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

第9条 完成品の提出

第7条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

第10条 使用上の遵守事項

使用承認を受けた者は、次に掲げる次項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること
 - (2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない
- 2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用すること

第11条 承認内容の変更

使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「つくみの桜 統一ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「つくみの桜 統一ロゴマーク等使用変更承認書（様式第4号）」を交付するものとする。
- 3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

第12条 違反等に対する取扱

会長は、使用承認を受けた者が、第10条に定める事項を遵守しなかったときは、本ロゴマークの使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

第13条 事故、苦情等の処理

ロゴマークの使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

付則

本規定は、令和元年12月23日より施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

津久見市観光協会
会長 川野 幸男 様

(申請者)
住 所
名 称
代 表 者 ⑩
電話番号 ()

つくみの桜 統一ロゴマーク使用承認申請書

つくみの桜 統一ロゴマークを次のとおり使用したいので申請します。

1. 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物（ 無償配布 有償配布 ） 3 記念品 4 商品 5 その他（ ）
2. 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3. 使用方法	※事業名称や形態、配布対象等、ロゴマーク等を使用するものをどうつかうのかが分かるようにお書きください。(添付資料でも可)
4. 連絡先	
5. 備考	

添付資料（ あり なし ）

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

名 称
代 表 者 様

津久見市観光協会
会長 川野 幸男

つくみの桜 統一ロゴマーク使用承認書

以下の通り、つくみの桜 統一ロゴマークの使用を承認します。

1. 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物（ 無償配布 有償配布 ） 3 記念品 4 商品 5 その他（ ）
2. 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3. 使用方法	※事業名称や形態、配布対象等、ロゴマーク等を使用するものをどうつかうのかが分かるようにお書きください。（添付資料でも可）
4. 連絡先	
5. 備考	

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

津久見市観光協会

会長 川野 幸男 様

(申請者)

住 所

名 称

代 表 者

Ⓜ

電話番号 ()

つくみの桜 統一ロゴマーク使用変更申請書

つくみの桜 統一ロゴマークを次のとおり使用変更したいので申請します。

1. 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物（ 無償配布 有償配布 ） 3 記念品 4 商品 5 その他（ ）
2. 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3. 使用方法	※事業名称や形態、配布対象等、ロゴマーク等を使用するものをどうつかうのかが分かるようにお書きください。(添付資料でも可)
4. 連絡先	
5. 備考	

添付資料（ あり なし ）

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

名 称
代 表 者 様

津久見市観光協会
会長 川野 幸男

つくみの桜 統一ロゴマーク使用変更承認書

以下の通り、つくみの桜 統一ロゴマークの使用変更を承認します。

1. 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物（ 無償配布 有償配布 ） 3 記念品 4 商品 5 その他（ ）
2. 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3. 使用方法	※事業名称や形態、配布対象等、ロゴマーク等を使用するものをどうつかうのかが分かるようにお書きください。（添付資料でも可）
4. 連絡先	
5. 備考	